東成瀬村高齢者等保護情報共有サービス事業実施要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和４年６月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　告　示　第３３号

（目的）

第１条　この要綱は、認知症等の症状により行方不明となるおそれのある高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）に対し、見守りシールを交付して認知症高齢者等の安全確保の仕組みを整える事業（以下「事業」という。）を実施することにより、認知症高齢者等の早期の発見、保護及び引渡しを図り、認知症高齢者等の安全を確保するとともに認知症高齢者等を介護する者（以下「介護者等」という。）の精神的負担を軽減し、認知症高齢者等及び介護者等の福祉の増進並びに地域における見守り環境の整備・強化に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において「見守りシール」とは、介護者等が登録した連絡先等の情報を携帯電話等で読み取ることのできる二次元コードが印字された耐洗コードラベル又は蓄光シール（以下「シール」という。）であって、認知症高齢者等の衣服、持ち物靴、帽子等（以下「衣服等」という。）に貼るものをいう。

（実施主体）

第３条　事業の実施主体は、東成瀬村とする。

２　村長は、当該事業の一部を、適切に実施することができると認められる事業者（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

（事業内容）

第４条　事業の内容は、介護者等がシールを認知症高齢者等の衣服等に貼り付け、認知症高齢者等が行方不明となった場合において、当該認知症高齢者を発見した者が、シールを読み取ることで、介護者等と連絡を取り、認知症高齢者等の早期保護を行うものとする。

　（対象者）

第５条　事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本村に住所を有する次のいずれかに該当する者であって、認知症高齢者等により行方不明となるおそれのある者をいう。

(1)　概ね６５歳以上の者

(2)　初老期における認知症と診断された者

(3)　その他村長が認める者

（利用申請）

第６条　事業を利用しようとする対象者又は介護者等（以下「申請者」という。）は、東成瀬村高齢者等保護情報共有サービス事業利用［新規・変更］申請書（様式第１）を村長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第７条　村長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、東成瀬村高齢者等保護情報共有サービス事業利用［決定・却下］通知書（様式第２）により申請者へ通知するものとする。

２　村長は、事業の利用が決定した申請者に対し、シールとして、耐洗コードラベル３０枚、畜光シール１０枚を無償で交付するものとする。

３　申請者は、シールが不足したときは、東成瀬村高齢者等保護情報共有サービス事業追加交付申請書（様式第３）を村長に提出するものとする。

４　村長は、前項の申請を受理したときは、当該申請に係るシールの交付を行い、当該交付に要する費用は、申請者が負担するものとする。

（変更申請）

第８条　申請者は、第６条の申請の内容に変更がある場合は、東成瀬村高齢者等保護情報共有サービス事業利用［新規・変更］申請書を村長に提出するものとする。

（利用の辞退）

第９条　申請者は、事業を利用する必要がなくなったときは、東成瀬村高齢者等保護情報共有サービス事業利用辞退届出書（様式第４）を村長に提出しなければならない。

（利用の取消し）

第１０条　村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すことができる。

(1)　前条の届出を受理したとき。

(2)　虚偽の申請その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。

(3)　その他村長が事業の利用の必要がないと認めるとき。

２　村長は、前項により事業の利用を取り消すときは、東成瀬村高齢者等保護情報共有サービス事業利用取消通知書（様式第５）により申請者へ通知するものとする。

（遵守事項）

第１１条　シールの交付を受けた申請者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 対象者の衣類等にシ－ルを貼り付けること。

 (2)　シールを他人に譲渡又は販売しないこと。

(3)　シールを改ざんしないこと。

(4)　シールをこの要綱の目的に反して使用しないこと。

（関係機関との連携）

第１２条　村長は、事業の実施に当たっては、管轄の警察署、消防署、東成瀬村地域包括支援センター等の関係機関と連携を図るものとする。

（雑則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。